[廃棄物焼却炉]　令和5（2023）年度

富士工場（吉永）

1　施設名称：　4号焼却炉

（1）処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	346	523	29	258	377	832	718	492	652	263	373	385	5,248
木くず	t／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	t／月	443	551	41	487	508	792	602	944	1,161	526	661	651	7,366
廃プラ	t／月	498	497	32	273	346	603	528	656	826	377	537	532	5,705
その他	t／月													
合計	t／月	1,287	1,571	101	1,018	1,232	2,226	1,847	2,092	2,639	1,166	1,572	1,568	18,319

（2）燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	フリーボード部	バグフィルター入口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

（3）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備（場所）	・ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀｰ下部ﾎｯﾊﾟｰより		
除去した日	連続抜出		

（3）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（1回/6か月以上）【規則第12条の7の2第1項二】

ばい煙（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		5月9日	7月4日	9月6日	11月8日	1月25日	3月5日						
	結果の得られた日		5月16日	7月11日	9月13日	11月14日	2月1日	3月12日						
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	141以下	ppm	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満						
ばいじん	0.08以下	g/Nm3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満						
窒素酸化物	250以下	ppm	38	42	40	40	42	41						
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.1	0.6	0.8	0.9	1.0	0.8						

ダイオキシン類（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		4月17日											
	結果の得られた日		5月11日											
	基準値	単位	測定結果											
	1.0以下	ng-TEQ/Nm3	0.11											

[廃棄物焼却炉]　令和5（2023）年度

富士工場（吉永）

1　施設名称：　5号焼却炉

（1）処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	9,474	10,968	11,904	6,550	9,846	6,804	10,360	9,009	9,803	8,708	9,000	11,305	113,731
木くず	t／月													0
合計	t／月	9,474	10,968	11,904	6,550	9,846	6,804	10,360	9,009	9,803	8,708	9,000	11,305	113,731

（2）燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	フリーボード部	バグフィルター入口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

（3）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備（場所）	・ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀｰ下部ﾎｯﾊﾟｰより		
除去した日	連続抜出		

（3）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（1回/6か月以上）【規則第12条の7の2第1項二】

ばい煙（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		5月10日	7月5日	9月5日	11月7日	1月16日	3月6日						
	結果の得られた日		5月17日	7月11日	9月12日	11月14日	1月23日	3月12日						
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	108.1以下	ppm	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満						
ばいじん	0.04以下	g/Nm3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.02	0.01未満						
窒素酸化物	250以下	ppm	27	32	33	32	39	29						
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.4	0.5未満	0.5未満	0.6	0.8	0.6						

ダイオキシン類（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		9月14日											
	結果の得られた日		10月10日											
	基準値	単位	測定結果											
	0.1以下	ng-TEQ/Nm3	0.0012											